

現場に密着－査察の道を究める

チェック
ポイント
付き

9訂版

みんなが持っている！
査察マニュアルの決定版！待望の改訂版、堂々発刊！

査察マスタ―

消防道研究会 編著 ●B5判 ●432頁(カラー108頁) ●定価(本体2,900円+税)
ISBN978-4-8090-2453-5 C3032 ¥2900E

詳細は
こちら！



9訂版の主な改訂内容 [内容現在 平成30年6月1日]

- 消火器具に関する基準の見直し(小規模特定飲食店に関する事項を追記)(※平成31.10.1施行)
- 住宅宿泊事業法の施行による消防法令上における民泊の取扱い等についてを追記
 - ・消防用設備等(スプリンクラー設備、誘導灯)の設置基準の合理化
 - ・平成17年総務省令第40号(特定共同住宅等の設備省令)の適用の見直し
 - ・特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の見直し

など

目次 (抜粋)

第1章 予防行政の推移	第2節 屋内消火栓設備	第13節 ガス漏れ火災警報設備	第22節 連結送水管
第2章 立入検査	第3節 スプリンクラー設備	第14節 漏電火災警報器	第23節 非常コンセント設備
第3章 防火・防災管理	第4節 屋外消火栓設備	第15節 消防機関へ通報する火災報知設備	第24節 無線通信補助設備
第4章 消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置	第5節 動力消防ポンプ	第16節 非常警報器具・非常警報設備	第25節 非常電源
第5章 消防用設備等の技術基準	第6節 配管	第17節 避難器具	第26節 総合操作盤
第1節 消火器具	第7節 水噴霧消火設備	第18節 誘導灯・誘導標識	第6章 特定共同住宅等
	第8節 泡消火設備	第19節 消防用水	第7章 火災予防条例(例)
	第9節 不活性ガス消火設備	第20節 排煙設備	第8章 その他
	第10節 ハロゲン化物消火設備	第21節 連結散水設備	
	第11節 粉末消火設備		
	第12節 自動火災報知設備		

本書の特長

- 1 立入検査を実施する上で知っておくべき法律から通知までが体系立ててこの1冊にまとまっています。
- 2 難解な条文も図表を用いて分かりやすく表記しています。また、現場で分かりやすいよう図、写真を豊富に掲載しています。
- 3 必要箇所に「立入検査チェックポイント」を設けていますので、実際の立入検査時にご活用ください。

東京法令出版

内容見本

理解度
グンと
UP!

第3節

スプリンクラー設備 (令第12条)

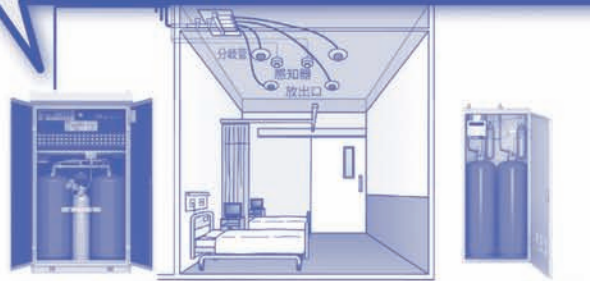
スプリンクラー設備は、火災を自動的に感知、又は手動により散水消火する設備で、ヘッドから放水が開始されると、流水検知装置、自動警報装置により警報を発し、加圧送水装置を自動的に起動させ放水を行うものである。

消防隊が送水する送水口を附置し、消火後、制御弁により放水を止める消火設備で次のように分類される。

- 閉鎖式
 - 湿式 流水検知装置の二次側からヘッドまでの配管内を常時加圧しておき、火災の熱によりヘッドが開放散水し、配管内の減圧により加圧送水装置を起動させる一般的な設備
 - 乾式 寒冷地など凍結のおそれのある場所に設置するもので、流水検知装置の二次側からヘッドまでの配管内に圧縮空気等を充填
 - 予作動式 水漏防止を目的とした場所で、感知器等の作動によりヘッドまで通水させ、1分以内に放水させる設備
地震等において配管損傷時の誤放水を避けるため、湿式予作動弁(真空ポンプ方式)なども開発されている。
- 開放式—舞台又は特定施設に設置されるもので、開放型ヘッドを設け、感知器又は閉鎖型ヘッドの作動又は手動操作により、加圧送水装置を起動させ放水する設備

設備ごとの基準を 読み込みインプット

難解な法条文を分かりやすく!
簡潔な文章・図表・多数のカラー写真で視覚化



▲ パッケージ型自動消火設備Ⅰ型

▲ パッケージ型自動消火設備Ⅱ型

第1 設置基準

3号 12号	地上11階以上の防火対象物(13条区画を除く。) ・特定防火対象物(1)項~(4)項、(5)項イ、(5)項ロ、(5)項ハ、(5)項ニ ・その他の防火対象物 11階以上の階に設置
イ	(5)項イ(1)・(2)
ロ	(5)項ロ(1)・(3)
1号 ハ	特定施設(延焼抑制構造を除く。) (5)項ロ(2)・(4)・(5) 介助がなければ避難できない者(規則第12条の3)を主として入所させるもの以外のものについては、延べ面積が275㎡以上のものに限り。(P.156別記参照)
9号	(16の2)項で(5)項イ(1)・(2)、(5)項ロの用途に供されるもの

スムーズな査察を
実行できるように
徹底的に現場の視点に
こだわった構成

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第13号)
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成16年総務省令第92号)
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について(通知)(平成28年消防庁第48号)

1 パッケージ型自動消火設備

	I 型	II 型
設置できる防火対象物	令第12条第1項第1号、第3号、第4号、第9号~第12号の防火対象物又はその部分(高天井部分(令第12条第2項第2号口)を除く。)	令第12条第1項第1号、第9号の防火対象物又はその部分
消火性能	第1消火試験(放出口を有しないパッケージ型自動消火設備)、第2消火試験	延べ面積が275㎡未満のもの(易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。)(※1) 第1消火試験、第2消火試験、火災拡大抑制試験
放射性能	充填消火薬剤の容量又は質量の85%以上	充填消火薬剤の容量又は質量の90%以上

「立入検査チェックポイント」 を有効活用しアウトプット

要点を絞った検査項目
履歴を確認できるチェック欄

最新情報はこちらから!

東京法令

検索

東京法令出版公式 Twitter アカウント

@tokyo_horei

すべては火災を未然に防ぐために……

申込書

9訂版 チェックポイント付き 査察マスター

定価(本体2,900円+税) [コード10291]

申込

部

<送料はサービス>

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 平成 年 月 日

お取寄者(自署) (TEL - -)

お届け先住所

団体名 部署名 公用 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
*お客様の個人情報は、契約の履行及び関連商品の案内に利用します。
*本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
*利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
*本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
*個人情報に関するご問合せ・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL:026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
*個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 委託 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社 使用 欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力 印 子 シ ャ ク
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	
在庫	ラベル	〒	